

公立大学法人奈良県立医科大学利益相反管理規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人奈良県立医科大学利益相反管理規程（平成21年2月5日制定、以下「利益相反管理規程」という。）に基づく利益相反の管理等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、利益相反管理規程における用語の定義に従う。

(相談室の業務)

第3条 利益相反管理規程第10条第1項及び第2項に定める相談室の業務には、次の事項を含むものとする。

- (1) 教職員等からの相談に関する事項
 - ① 自己申告書提出の要否に関する相談
 - ② 利益相反行為の是正措置等に関する相談
- (2) 自己申告書に関する事項
 - ① 自己申告書の事前審査
 - ② 自己申告書事前審査に基づくヒアリングの要否の判断
 - ③ ヒアリングの実施
 - ④ 是正措置等の立案
- (3) 異議申立てに関する事項
 - ① 異議申立て内容の事前審査
 - ② 異議申立て内容の事前審査に基づくヒアリングの要否の判断
 - ③ ヒアリングの実施
 - ④ とるべき対応措置等の立案

(利益相反管理委員会業務の相談室への委任)

第4条 利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）は、相談室において、自己申告書の事前審査の結果、ヒアリングを行う必要がないと判断されたものについては、特段の事情がない限り、利益相反管理規程第12条に定める委員会での審査を省略できるものとし、当該審査結果の教職員等への通知等の業務は、相談室に委ねるものとする。

(相談室からの委員会への提案)

第5条 相談室は、第3条第2号④及び第3号④による案を委員会に提案するものとする。

(相談室から委員会への報告)

第6条 相談室は、委員会に対し、定期的に、その業務の推進状況について、報告を行うものとする。

(相談室の室員の任命又は委嘱の期間)

第7条 理事長が相談室の室員として任命又は委嘱する期間は、利益相反管理規程第7条第3項を準用する。

(事務)

第8条 この細則に基づく事務は、法人企画部研究推進課で行う。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、利益相反の管理等に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則（平成21年11月5日）

この細則は、平成21年11月5日から施行する。